

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市個人情報保護運営審議会
- 2 開催日時 平成31年3月27日(水) 午前9時30分から午前11時30分まで
- 3 開催場所 水戸市役所本庁舎4階 中会議室1
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員 水口 二良, 古屋 等, 野口 宏, 森本 敦司, 町 英朋,
石川 知子, 田山 知賀子
 - (2) 執行機関
総務法制課 上垣外 泰之, 加藤 清文, 石川 正太, 根岸 正弥, 山口 馨
情報政策課 北條 佳孝, 安藏 剛, 照山 竜一, 長岡 恵理
市民税課 安里 裕行
収税課 佐々木 信也
市民課 野澤 昌永
 - (3) 株式会社JMCリスクソリューションズ 1名
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 議題
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条
に基づく特定個人情報保護評価について
 - (2) 公開・非公開の別 公開
- 6 非公開の理由 なし
- 7 傍聴人の数(公開した場合に限る。) 0人
- 8 会議資料の名称
 - (1) 諮問書
 - (2) 水戸市個人情報保護条例
 - (3) 水戸市附属機関の会議の公開に関する規程
 - (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(抜粋)
 - (5) 特定個人情報保護評価に関する規則
 - (6) 特定個人情報保護評価書の概要について
 - (7) 全項目評価書(案)について
 - (8) 特定個人情報保護評価書(全項目評価)(住民基本台帳に関する事務)
 - (9) 特定個人情報保護評価書(全項目評価)(個人住民税に関する事務)

(10) 答申書

9 発言の内容

(総務法制課長) 本日は、御多忙のところお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから、平成30年度第1回水戸市個人情報保護運営審議会を開会します。

本日の審議会は、任期を新たにしての最初の審議会でございますので、初めに自己紹介をお願いいたします。お手元に名簿をお配りしておりますので、その順番によりお願いいたします。それでは、___委員からお願いいたします。

(委員の自己紹介)

(総務法制課長) ありがとうございます。続きまして、会長及び副会長の選出を行いたいと存じます。

会長及び副会長につきましては、委員の互選により選出することとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

(会長及び副会長の選出)

(総務法制課長) ありがとうございます。では、会長は___委員、副会長は___委員と決定いたしました。それでは、席の移動をお願いします。

(席の移動)

(総務法制課長) それでは、水戸市個人情報保護条例第44条第1項の規定に基づきまして、___会長に議長をお願いいたします。

(議長) ただいま、会長に選出いただきました___でございます。御協力をよろしくお願いいたします。

それでは始めに、この審議会の会議の公開等について事務局から説明願います。

(総務法制課長) この審議会は、お配りしました資料3の水戸市附属機関の会議の公開に関する規程第3条に基づきまして、原則公開となります。また、同規程第7条により会議終了後に、会議録を作成し、2人以上の委員の署名をいただいた上で公開をすることとなります。つきましては、会議録に署名する委員を2名選出していただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(議長) それでは、名簿の順番ということで、会議録への署名を___委員と___委員

にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員の了承を得る。)

(議長) それでは、会議録の署名は、____委員と____委員をお願いいたします。
次に、本日の委員会の流れについて、事務局から説明願います。

(総務法制課長) 本市において既に作成し、公表している特定個人情報保護評価書でございますが、特定個人情報の保有人数が増加したことにより、一部事務において評価の再実施を行う必要がございます。評価の再実施に伴う評価書について、国の機関である特定個人情報保護委員会が定めた特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定に基づき、本審議会で御審議いただくものでございます。

つきましては、担当課である情報政策課から諮問の上、御説明等させていただき、御意見を伺いたいと考えております。

なお、この後入室する情報政策課から、特定個人情報保護評価書の評価・点検を実施した株式会社JMCリスクソリューションズの職員を説明のため同席させたいとの申出がございました。同席につきまして、委員の皆様のご了承をいただきたいと存じます。

(議長) それでは今の御説明につきまして何か御質問等ございますか。

特にございませんでしたら、ただいま御説明ありましたとおり、資料10にございます特定個人情報保護評価書点検結果報告書を作成していただきました株式会社JMCリスクソリューションズの方を、担当課とともに入室させていただきたいのですが、許可してよろしいでしょうか。

(委員の了承を得る。)

(議長) では入室を許可いたします。

それでは、特定個人情報保護評価書について諮問及び説明を行うために、情報政策課の方、市民税課の方、収税課の方、市民課の方、そしてさきほど許可いただきましたJMCリスクソリューションズの職員の方を入室させていただきます。

(情報政策課等 入室)

(議長) それでは諮問につきましての進行は、事務局にお願いします。

(総務法制課長) それでは、情報政策課から諮問を行います。

(情報政策課 諮問書を読み上げ、会長に手渡す。)

(総務法制課長) 諮問書につきましては、写しを皆様のお手元に資料1として配布してございますので御参照願います。諮問については、以上でございます。

(議長) それでは、ただいまの諮問につきまして情報政策課から説明をお願いいたします。

(情報政策課) それでは説明は担当照山からさせていただきます。よろしくお願いたします。

それではまず資料の1番を御覧ください。本日御審議いただく特定個人情報保護評価書の概要についての説明でございます。

まず1つ目として、特定個人情報保護評価書、こちらが平成27年に施行されたマイナンバー制度、それに基づいて特定個人情報の事故、漏えいを防止するために、その事故のリスクの分析と、それに対するセキュリティ対策について記載して、その内容を明らかにするものでございます。こちらは、ホームページ等で公表するものです。地方公共団体は、個人番号を利用する事務ごとに、保有している特定個人情報の住民の人数－市外に転出している人数も含みます－対象人数に応じて、特定個人情報保護評価書は3種類ございまして、まず1つが基礎項目評価書、又は重点項目評価書、又は全項目評価書、対象人数によってこれらの評価書を作る必要があります。対象人数が多いほど、より詳細に記載する評価書を作成する必要があります。

2つ目として、特定個人情報保護評価の再実施でございます。水戸市では、既に各事務において、基礎項目評価書又は重点項目評価書を作成して公表しております。こちらの評価書について、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針に基づいて、1回以上の評価書の見直しを行う必要があります。水戸市で見直しを行ったその評価書について、対象人数が増加するなどの理由で新たに全項目評価書を作成する必要があると判断した場合には、速やかに、重点項目評価書から全項目を記載する全項目評価書に書式を変更する必要があります。水戸市については、見直しの結果、住民基本台帳に関する事務が30万人を超えている、また個人住民税に関する事務においては、まもなく30万人を超える見込みであることが確認できたため、これらの事務において全項目評価書の作成を行うものであります。

水戸市の現在の住民は約27万人ですが、ここでいう対象人数は、マイナンバー制度の施行後に水戸市外に転出した住民も含まれますので、それに合わせて制度施行後に水戸市に転入した住民、出生した住民、それらを全て含めると対象人数が30万人を超えるということでございます。

3つ目として、全項目評価書案の作成の手順でございます。全項目評価書案を自治体で作成した後は、規則の規定によって、その案を公示して広く住民に意見を求める、いわゆるパブリックコメントを実施する必要があります。更に、パブ

リックコメントを実施した評価書案について、個人情報保護に関する学識経験を有する方を自治体の職員以外で構成された機関、こちらも規則の指針によって、原則として自治体の個人情報保護条例により規定されている機関による第三者点検を実施することが義務付けられております。このような理由で、本日は、水戸市個人情報保護運営審議会にこの件について諮問させていただきます。

4つ目として、パブリックコメントの結果についてです。既に本市で作成した評価書案について、平成31年2月18日から3月16日まで意見公募手続を実施しております。また、これによって意見提出はございませんでした。

5つ目として、第三者点検の実施でございます。まず、本日御審議いただく評価書案は、資料ナンバー8番と9番に用意してございます。また、その参考として、事前に評価書案の内容について、地方公共団体の情報セキュリティに対する知見を有している委託事業者による点検を実施しております。

以上、御審議いただく段階で、その点検結果についても御参考に報告いたします。この第三者点検については、この資料を提出していただいたことによって完了したということにさせていただきます。

では、続きまして資料7番、A4横の資料を御覧ください。水戸市で作成した全項目評価書案についての概要の説明です。

まず1つ目として、全項目評価書の対象とする事務でございます。まず1つが住民基本台帳に関する事務、主管が市民課です。事務の内容は、住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の記載、転入や転居の届出といった事務が対象になります。2つ目として、個人住民税に関する事務、主管が市民税課と収税課でございます。内容は、地方税法に基づく、税の賦課や収納に関する事務となっております。

2つ目として、評価書案の概要でございます。まず、これを作成した実施体制でございます。この評価書は、事務単位で作成する必要があります。作成は、対象の事務の主管部署、それを支えるシステムを主管している部署との共同で作成しました。また、市全体の評価書の取りまとめや、今後の個人情報保護委員会の国の機関への提出は、マイナンバー制度主管部署である情報政策課において行っております。この体制で進めているところでございます。

続いて、評価書の記載内容の概要についてでございます。評価書の案は、非常にボリュームがありますので、まず概要の説明をさせていただきたいと思っております。表1のとおり、個人情報保護委員会が指定する記載要領に基づいて、各項目を記載しております。おおまかな記載ではありますが、全部で6つの大項目がございます。この内容について、記載要領に基づいて記載するものでございます。まず表の1つ目が基本情報で、左の列が記載要領になっています。次に、右2つの列は、住民基本台帳と個人住民税の簡単な概要について記載してあります。まず1つ目の基本情報の記載要領は、全体像を把握するためのもので、事務の内容や使っているシステムについて記載してあります。2つ目に記載する内容は、特定個人情報ファイルの概要、その事務で取り扱っている特定個人情報ファイルを把握するために、情報の入手、記録、保管について記載するものでございます。

ページをめくっていただきまして2ページ目、続いて3つ目の大きな記載項目は、特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスクの報告についてでございます。記載の内容は、特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて、評価書にリスクの内容が明示されており、それに対する回答についてです。例えば、特定個人情報ファイルにおける目的外使用といったリスクが既に明示されておりますので、記載要領に基づいて記載するものでございます。

4つ目は、その他の対策で、情報の取扱いに関する水戸市内での自己点検や、監査の実施状況、また職員研修の実施状況について記載するものでございます。

5つ目は、開示請求、問合せ先を記載するところです。

6つ目は評価実施で、パブリックコメントの実施状況や、第三者点検の実施計画を記載する項目でございます。概要についてまず説明させていただきました。

3つ目として、ここから委託事業者による結果の報告をいただきたいと思っております。内容は、記載事項が多岐にわたり、内容も専門的な知識ですので、事前に外部委託事業者による点検を実施しています。本日の御審議の参考に、点検結果について別紙10のとおり株式会社JMCリスクソリューションズから御報告いたしますので、よろしく願いいたします。

(JMC) 今、御紹介にあずかりました、JMCリスクソリューションズの____と申します。よろしく願いいたします。簡単に自己紹介させていただきたいと思っておりますが、弊社JMCリスクソリューションズは、東京文京区にあります会社で、自治体様から情報セキュリティ支援や情報セキュリティ監査、また今回の特定個人情報保護評価支援を実施させていただいております。私は、特定個人情報保護評価監査人として監査をする立場でもありますし、市役所、皆様の立場に立って国等の監査対応をコンサルタントという立場で実施させていただいております。

本日は、水戸市様が作成されました評価書を第三者点検するという事で、皆様に加わって専門家の観点で、御依頼をいただきました評価点検を代行させていただいております。その結果を資料10にまとめましたので、こちらを皆様に御報告させていただきます。

報告書本編は3ページ構成になっておりまして、冒頭1ページがさきほど情報政策課様より説明がありました内容と重複いたしますので、ポイントだけ御説明いたしますと、特定個人情報保護評価はPIAと呼ばれているもので、これが特定個人情報保護評価の法律、一般的に番号利用法、マイナンバー法で実施が義務付けられている活動ですので、法の定めの下、水戸市様ではPIAに該当する特定個人情報保護評価を行っていただくという流れになります。また、重要な変更という内容がちょうど報告書の中盤の注記にあります。今平成27年度以降になっていきますので、初回の作成ではなく、見直しに当たります。そのため、重大な変更該当するようなことがあれば、再実施、もう一度丁寧に見直さなければならぬと定められておりまして、それに該当するのが今、いくつか該当項目がございますが、その中で今回はさきほどの30万人という取扱い数のしきい値と言わ

れていますが、30万人を超えた場合には、1個上に上げて全項目評価をするようにとこれもまた定められております。それを実施しますと、第三者機関によるこのような第三者点検をやらなければならないとされておりますので、弊社JMCリスクソリューションズは、国が第三者点検をする際に、これを活用せよと示されております特定個人情報保護評価指針というガイドがあり、これに基づいて水戸市様が作成されました、今回資料8と9でお持ちいただいております保護評価書について確認させていただいております。

次に2/3ページになりますが、今回点検をさせていただきました概要です。まず1番目の項目、本点検で確認した評価書は、資料8と資料9になります。それぞれの主管課様が、資料8が住民基本台帳に関する事務ですので市民課様で、資料9のほうが個人住民税に関する事務になりますので、主管課様が市民税課様及び収税課様になります。

2の本点検の実施の内容ですが、順番に経緯を御説明いたします。この表の上から、まず昨年、平成30年10月12日から10月26日にかけて、情報政策課様とどのような段取りで本日に至るまでの点検を実施していくかという計画を調整させていただきました。そこから10月27日から年末の12月12日にかけて、さきほどの主管課様3課と直接お会いしまして、評価書に記載されている内容について、どのように運用されているのか、御記入されたのかを確認させていただきました。その結果を受けて、12月12日から25日までの間に、今日御報告させていただいている報告書を作成し、26日付けで事務局様、情報政策課様に提出させていただきました。

この報告書は、時点としては、12月26日時点になります。点検体制は、JMCリスクソリューションズの業務責任者の___をはじめとして、主に点検リーダーの私___、サポートメンバーとして___、___が対応させていただきました。本日は、点検リーダーの私___が報告させていただいております。

3番目の項目です。本点検で確認した主なポイントは、御覧になっていただきますと、この評価書は非常にボリュームがあり、かつ、初めて見る方だと何がどのように書かれているのか分かりづらい性質のもので、着眼点を整理させていただきました。それがこの①から③でございますが、まずこの評価書の記載内容が国の指針に準拠したものになっているかどうか、ここはこう書くようにという定めがありますので、その枠を逸脱していないかという点を見させていただきました。2つ目、特定個人情報ファイル—いわゆるマイナンバーが含まれる個人情報ファイルですが—これはリスク対策が妥当なものと言えるかどうかです。ここが一番焦点ですが、最後3つ目、この評価書の性質は番号法上では、市民への説明責任を果たすための宣言書という位置付けになっておりますので、そのような内容を満たしているか、これを3つ目の観点として確認させていただきました。

それぞれの点検結果が、資料10の別紙のほうに、それぞれの事務ごとにひと綴りになっております。6/6ページから次が個人住民税の調書で、前後しますが

このようなチェックリストを作成させていただいて、国の指針に基づいて3つの観点からチェックさせていただきました。この調書の表の見方ですが、評価項目の資料8、9にあります項目を全て転記しております。それに対して、評価書のそれぞれのページ数、点検結果は調書の部分と判定結果という部分が一番重要ですが、適合していると判断したものには適合と、ここは評価書そのものを修正しなければならないというところを要修正と、基本的には適合か要修正で確認させていただいております。ここを要修正と確認させていただいたものは、右の所見欄にどの点をどのように直せばよいのかを助言させていただいております。

一番右側の項目が最終判定で、12月26日以降に評価書を修正したものを確認させていただきましたので、弊社が指摘した内容が満たされた状態で、修正が整っているかどうかという観点で見させていただき、適合となっていると修正が完了したと判断させていただきました。したがって、一番右側のところで適合でない項目を本日御審議いただくことになるとは思いますが、それぞれの表の最終ページに適合、提案、要修正というようにランク付けで書かれていますが、提案という項目が、住民基本台帳に関する事務が5件、個人住民税に関する事務について同様に5件ございましたので、ここについて報告書本編3/3ページにまとめさせていただいております。

それでは項目4の点検結果について御報告させていただきます。(1)の結論については、さきほどの修正が完了しているところもございますので、基本的には評価対象であります、住民基本台帳に関する事務及び個人住民税の賦課徴収に関する事務の評価書そのものが、市が国へ公表するに当たって適切な内容になっていると判断いたしました。また、私どもはこの結論に至るまでに、主管課様と評価書に関する意見交換を重ねて、改善に関する協議も行っております。その結果見出された内容が、審査の観点で示す適切性及び妥当性で求める適合レベルになったと判断しました。さきほど御覧になっていただきました調書の一番右側の判定が適合と判断いたしました。

しかしながら、(2)の意見として、主に2つの課題を挙げさせていただいております。まず1つ目の課題は、さきほど要修正、評価書そのものを一部修正となっていたところで、①の住民基本台帳に関する事務の9件、②の個人住民税に関する事務についても同様に9件、たまたま数が一致しますが、それぞれ修正していただいて、こちらは完了とみなしていただいてよいかと思っております。

一方で、課題2ですが、今後の運用について対策強化へ向けた検討が必要であるという項目が、両事務総括しますと①から④、4つの検討課題が出てまいりました。①それぞれの事務について、再委託がないことをどのように確認するのか、明確な基準及び運用ルールを検討することが望ましい。また、再委託そのものの定義及び範囲を、具体的な基準を確認の上、委託先にその定義に該当する業務がないことを確実に確認することが望ましいという意見を述べさせていただいております。

2つ目、特定個人情報ファイル、個人番号そのものの保管に関する保管期間

が経過した個人番号を、今後どのように消去していくかをシステム保守ベンダーと調整の上、あらかじめ運用計画を想定することが望ましいです。おおむね、特定個人情報そのものの保管期間が経過したものを速やかに削除する基準を市で設定し、それが経過したものを削除することになりますので、本日の段階では、保管期間に達しているものはありませんので、廃棄事例はないでしょうけれども、今後もう間もなく制度開始から5年経過しようとしていますので、他の自治体でも5年と定義されていることが非常に多いので、その5年後を目指してどのように廃棄するのか決めておくとよいという御提案です。

3つ目です。これは監査をすることがそれぞれの事務に対して求められているのですが、評価時点ではまだ実施事例がありませんでしたので、今後は定期的な監査の実施が必要となります。

同様に4つ目です。今後、主管課がそれぞれの事務の自己点検をしなければならないのですが、当時は実施事例がありませんでしたので、同様に今後は定期的な自己点検の実施が必要となります。

以上、課題2については、①から④が焦点になるかと思います。私からの御報告は以上です。

(情報政策課) ありがとうございます。続きまして資料の7番の2ページ目、4番の項目でございます。4番の点検結果に対する対応で、今御報告いただいた点検結果に対する水戸市の対応の考え方を記載してございます。

表の2で、項番の1番でございます。さきほどのとおり、評価書の一部記載内容を修正する必要があるということで、両事務とも9件指摘がありましたので、要修正とされた部分については既に修正した上で、再度点検をいただいて、さきほどの調書の最終鑑定結果のとおり適合とされております。

続いて3ページ目を御覧いただきまして、今意見をいただいた1つ目が、まず再委託の手順を確認し、またルール化等についての水戸市の考え方を、一番右側の列に記載してございます。水戸市では、契約書において原則再委託を禁止しておりますが、書面による申請に基づいて、再委託を承認することもございます。今後は、指摘に基づいて、再委託を承認する場合にはその再委託をする範囲、合理性、必要性などを明記させて、かつ、個人情報を含む再委託業務の遂行がないよう、その細目を記載した書類を作成させた上で、事前に情報政策課長に説明する運用ルールを作成してまいりたいと思っております。また、再委託を許可する場合にあっても、再委託をする事業者は、再委託先の企業についても水戸市との契約上の義務を遵守させて、再委託先の行為について責任を負うといった内容も契約書に明記するとともに、実施状況の確認方法として、適宜立入り検査などを実施して、例えばその従事者に対し身分証の提示を求めて、本当にその社員なのかを確認する対応を行ってまいりたいと思っております。

2つ目の意見として出たのは、保管期間が経過した個人番号の消去の方法でございます。こちら業務システムの委託事業者から既に1つ提案がされておりました。

て、消去する方法として、個人番号を別テーブル、違うデータベースに退避をして紐付けを完全に絶ち、そこにシステムから全く参照できないような形にする提案をされているところでございます。こちらの方法ですと、データベース上の個人番号にはアクセスできないこととなり、システム上から個人番号を検索することはできなくなるという方法でございませう。さきほどもあったとおり、個人番号の削除については、水戸市外に転出した住民の情報を5年保存することとなっておりますので、マイナンバー制度が平成27年に施行されて、それから5年経過した2020年頃からは、この消去が発生する見込みでございませう。ただ、この個人番号を実際に消去する場合には、本当にこの方法でよいのか、個人情報保護委員会に確認する必要があると思っておりますので、適切な方法について今後検討したいと思っております。

続いて4ページ目を御覧ください。3つ目の指摘として、監査の実施が必要であるということでございます。水戸市では、監査について来年度から速やかに実施したいと考えております。またその監査の具体的な実施方法ですが、委託事業者を活用した外部監査のほか、個人情報保護委員会から監査のチェックリストが示されていますので、それを活用して別の部署の職員が監査人となって、内部監査の実施なども検討しているところでございませう。

4つ目として、自己点検の実施が必要であるということです。これは指摘を受けて、現在個人番号担当部署を対象に行っているところです。定期的な実施も必要ですので、来年度以降も1年に1回以上の自己点検の実施を行っていく必要がございます。

報告に対する対応は以上でございます。また、評価書の内容の説明についても以上でございます。

(議長) それではただいまの説明につきまして、御質問御意見ありましたら御発言いただきたいのですが、恐縮ですが、発言の際はお名前を言ってからお願いいたします。ではどうぞ。

(___委員) __です。資料7の下から2番目の水戸市の対応についてですが、監査についてはどのくらいの頻度で検討されていますか。

(情報政策課) 監査についても、自己点検と同じく1年に1回以上実施することが必要とされていますので、1年に1回以上の実施を検討しております。

(___委員) 今まではこの自己点検は行っていなかったという理解でよろしいですか。そうすると、これから業務の負担が増えていくという理解でよろしいですか。

(情報政策課) 確かに業務の負担にはなるかと思いますが、市の姿勢もありますので、効率的に実施していくことを検討しています。

(委員) 自己点検については、担当の方がリスクを理解しないと形骸化するおそれがありますが、その点はどのように考えていますか。

(情報政策課) 確かに自己点検は自分自身で実施するので、おっしゃるとおり形骸化する可能性もあるかと考えております。それに対する対応としては、監査も同じ指針で実施することによって、内部の職員の意識向上を図ることで、形骸化を防げると思っています。

(委員) 3 / 4 ページの再委託の内容について、再委託をするケースを今まで認めていたということですか。契約書の中では、原則再委託を認めていないということですが、例外的には契約の中で再委託を認めるということですか。

(情報政策課) 契約書では再委託は原則禁止ですが、それに加えて書面による申請については承諾することもできるとしております。

(委員) 書面による申請というのは、契約書の中で禁止という項目ではなくて、許可を得たことによる契約の再委託を認めているということですか。契約の実態とそぐわない形になっているのではないかと思います。

(情報政策課) 契約書自体では絶対に禁止ということではなく、どちらかという制限、再委託は原則禁止ですが、書面による申請に基づいて許可することも可能であると明記しております。

(委員) 書面による再委託の申請に何か基準というのはお作りになりますか。それとも情報部門の判断、ケースバイケースで決められるのですか。

(情報政策課) 今までケースバイケースということがあったので、指摘の中では再委託の基準を作成することが必要だと言っていますので、今後その再委託の申請を許可する基準や、またどのようなことが再委託に当たるのかを今後作成する必要があると思っています。

(委員) 現状で委託業者をお使いになっていると思いますが、再委託は行っていますか。

(情報政策課) はい。再委託の事例はあります。

(委員) そうですか。その再委託に関して、市のチェックは現状行っていないということでしょうか。例えば、他の市で海外に委託したケースがありますが、そ

れを防ぐためにはどのような対策をしていますか。

(情報政策課) 今時点で再委託を承認するときは、個人情報の委託を行うときには、ISO若しくはプライバシーマークの取得を必須にしていますので、第三者への委託先についてもそのような認証を必要にするといったことを行っています。

(委員) 立入りなどは現状で実施していないということですか。

(情報政策課) 委託業者への立入りは実施することがあります。ただ、再委託先についてはこれまで実施したことがなかったものですから、今回御指摘を受けておりますので、再委託業者につきましても立入りを実施しまして、こちらに示してありますが、抜き打ちも可能であれば実施したいと思っており、作業をしている人に身分証を見せていただけますか、本当にこの会社の人ですかと確認しながら、厳密な確認を実際にできるように取り組みたいと思っているところです。

(委員) 今の監査の関連で、外部監査は具体的にどのような編成で、内容が見えないので、誰がどのように行うのでしょうか。お教えいただければと思います。

(情報政策課) 外部監査の今後の方針でしょうか。外部監査につきましては、公平性、信頼、実績のある企業がいくつか存在しております。そのような企業に委託業務として、水戸市から発注して、その業者に客観的な視点から水戸市の状況を判断してもらいます。今回、第三者点検をJMCリスクソリューションズにさせていただきましたが、他にもこのような企業がありますので、選びながら体制を整えていき、その結果についてしっかり反省するところは反省する、それは情報政策課を中心として、各担当課といっしょに取り組んでいく予定でございます。

(委員) 年に1回以上、チェックリストも活用しながら実施するということで、これは来年度、平成31年度の事業の中で予算化されて、実施するという方向で進んでいるのですね。

(情報政策課) 予算もある程度は確保しておりますので、潤沢にはないですが、その中で実施するように考えております。

(委員) 保管期間が経過した番号の消去についてですが、消去ではなくて利用できないところへ移動するという説明ですが、これは何か残さないとしない理由がありますか。転出して5年経過したならば、別の自治体で保管しているものを水戸市で持っている必要はあるのでしょうか。

(情報政策課) おっしゃるとおり、この方法だと、直接消去するのではなくて別の領

域に置いておくので、確かに残ることになります。消去には当たらないので、更にシステム的な話になってしまいますが、データベースから直接データを消去するということが、他のシステムの動作に影響するといった懸案もありますので、あえてこの業者からはデータは残しておいて、ただ別の領域に移してアクセスできないという方法を提案されていますが、まだこれに決定したわけではなくて、おっしゃるとおり消去はされていないので、本当にこの方法が適切なかどうか、個人情報保護委員会に確認する必要があると考えていますので、違う方法ももちろん検討したいと思っています。

また、こちらについてはどの自治体も実際に実施している自治体はございませんので、どの自治体もどのシステムベンダーも手探りだと思います。そのような中で、保護委員会からもこれからいろいろな情報が出てくると思いますので、そのような点をきちんと判断して対応していきたいと思っております。

(委員) 今後移転者は増える一方ですので、やはり保管の問題などがいろいろ出てくるかと思っておりますので、御検討いただければと思います。

(情報政策課) ありがとうございます。

(委員) です。今2人の委員からいくつか出たところで確認ですが、監査と自己点検について、監査については外部委託して来年度から実施して、それから自己点検については、担当部署で1年に1回以上実施するということですね。その結果についての報告や確認は、例えば本審議会で、今回のような形で実施するのかどうかについてはいかがでしょうか。

(情報政策課) はい。こちらの審議会に御報告させていただくかにつきましては、主管の総務法制課とも調整しまして、検討させていただきたいと思っております。

(委員) おそらく自己点検ということになると、それを客観的にチェックする必要が本当はあると思いますが、更にそれを外部や審議会でチェックするのかを判断していただければと思います。

それからさきほど 委員からも出ました、個人番号の消去についてですが、やはり消去という概念や定義がどのようになっているかと、それに対するシステム上の処理の対応です。個人番号のディスタブルについては、いわゆる論理的な消去と言われているもので、データを物理的に消去しているわけではないので、増えれば増えるほどバックアップもかさ増していきましますし、何かあった時に、そのデータを論理的には切り離されていても、持っているという事実に対して、消去していないではないかとなりうることもあるので、これからベンダーと対応していくと思いますが、最終的に消去というものをどのように捉えるか、一時的に退避して安全な運用が確認できて、削除することで他の業務に影響がないと確

認ができる体制を整えて、それが確認できた段階でまさしく物理的に消去するという手順や、そのような形で、いきなり消去するのは非常にリスクがあると思うので、そのような手順を検討していただいて、やはり最後は消去というものをどのように捉えるかということになると思うので、そこを担当部署、個人情報保護委員会で、そろそろ始まるということですので、消去を検討していただければと思います。

(___委員) ___です。情報公開を担当していますので、その観点からお聞きしたいのですが、さきほど___委員からお話があったように、監査についてですが、毎年行うということで、監査や自己点検の結果を踏まえて、このような形で監査や自己点検を行っていますということを、一般市民の方への公開を、どのような形で予定されているか教えていただきたいと思います。

(情報政策課) 御指摘いただきましたとおり、水戸市で適正に業務が行われているかどうかを、市民の皆様にしちんとお知らせする必要性を感じておりますので、このような会議が開けるのかまだ分かりませんが、水戸市内部でしっかり共有し、ホームページ等で監査の結果をお知らせできるように検討してまいりたいと思います。

(___委員) 監査を行いました、今後このようなことを予定しています、ということをもた公開する機会を確保していただけるということでしょうか。

(情報政策課) はい。それから結果や課題があれば、それについての改善についてもお知らせするようにできればと思っています。

(___委員) それから再委託の件ですが、運用ルールを作成すると書いてありますが、この運用ルールについても、またこの審議会で検討することになるのでしょうか。それともパブリックコメントで市民の意見を聞いて、それから運用していくということになるのでしょうか。

(情報政策課) 運用ルールにつきましては、この段階では内規的なものと思っておりましたので、パブリックコメントまでは想定しておりませんでした。この再委託は今全国的にも難しい問題になっているようでして、運用ルールまで決めている自治体はないと聞いておりますが、私どもも再委託したいという要望があっすぐに許可するわけではなく、しっかりした基準に基づいて実施したいと思っています。内部で調整する会議を進めたいと思っていますが、公開まではまだ検討課題とさせていただきますのでよろしいでしょうか。

(___委員) 情報公開の観点からすると、業務運営に関する中身ということで、公開

ができることもあるものですから、市民の個人情報に関わることでですのでできるだけ公開いただいて、どのような形で我々の情報が処理されているか、特に再委託は危険もあることですので、御理解いただくために公開したほうがよいと思います。

(情報政策課) はい。御指摘いただきましたので検討させていただきます。

(___委員) 細かいところで申し訳ありませんが、監査と自己点検に関しまして、外部監査を行った後では、何を監査すればよいか分かりますと思いますが、自己点検をしようと思っても、自分の組織で何をしてよいかなかなか難しいと思います。自己点検を行う前に、このようなことを実施しますと周知して確認してもらうのがよいのではないかと思います。

それからデータベースに関して、消去の話ですが、転出してまた戻ってくる方もいらっしゃると思うので、やはり消去についてもきちんと考えなければならぬと思いました。

それから再委託に関して、これは非常に細かいところですが、再委託をした先が業務委託をしている所か確認しなければならないと思ったので、再委託の際には、業務委託先まで検討したほうがよいと思いました。以上です。

(___委員) 職員研修についてお話しします。現在はマイナンバーを取り扱う部署の職員を対象に行っているということですが、どのような形で行っているか教えてください。

(情報政策課) まず対象は、個人番号を利用して事務を実施する部署です。研修の方法は2通りありまして、まず4月の人事異動で初めて個人番号を取り扱うことになった職員に対しては、座学研修を4月の中旬頃、なるべく早い時期に実施しています。マイナンバーの適正な取扱いや、安全管理と保管の方法について研修しています。

もう1つ、マイナンバーを利用する部署の全員に対しての研修もあります。こちらについては、国から研修資料が示されておりますので、それを印刷して職員に配布して、資料内容に関する簡単なテストを実施して、情報政策課がフィードバックする研修を、全員に対して実施しております。これも毎年行っています。

(___委員) これから人口も増えまして、収税の問題などもありますので、水戸市の個人情報保護条例に大きな基盤がありますけれども、充実した研修をお願いしたいと思います。

(___委員) ___です。今___委員からありました研修について、報告書資料8の56ページにリスク対策というところがありますが、これは適合になってはいますが、

教育啓発の水戸市の措置で、2つ目の年1回以上のeラーニングについて、eラーニングというのは、国でそのようなコンテンツを用意していて、それを受講させてテストを受けさせるといった形なのか、それとも水戸市で独自に作成しているのか、若しくはそのようなものを作成販売しているものを購入しているのか、どうなのでしょう。

(情報政策課) eラーニング研修と書いてありますが、こちらは国が用意したものを使用しております。ただこれは定員数が決まっています、全員が受講するのが難しいので、そのeラーニングの内容を全て紙に印刷して、その内容を職員に展開する方法で行っています。

(___委員) そうですね。それはまさしく法律の専門家の方が詳しいと思いますが、コピーして配布するのは著作権的によいということになっているのですか。

(情報政策課) そのような問題もありましたので、eラーニングのシステムを提供している地方公共団体情報システム機構に確認して、水戸市では全員に受講させたいのですが、システム上制限がかかっているのです、紙で実施させていただいてもよいか確認して、各職員に配布しております。

(___委員) ___です。許可を得てUSBにデータの取り込みができると書いてありまして、前回の審議会でお話が出たと思いますが、実際に毎回パスワードをかけて運用されているとか、自分のパソコンの持込みの禁止やパソコンの持ち帰りの禁止などがあると思いますが、そのあたりについてお聞かせください。

(情報政策課) 御指摘のとおり、USBは決まったものしか利用できないようになっています。しかも、業務の範囲内でごく少なくということで各部署に徹底させています。業務上どうしてもUSBに情報を抜かなければならないことが発生します。その際は必ず暗号化システムを通すことになっています。例えば、そのデータを普通のパソコンに付けて見ても、それは見られないようになっております。

(___委員) 挿して移動した場合でも、それは展開できないということでしょうか。

(情報政策課) おっしゃるとおりです。またその抜いた記録は、しっかりログとして管理しております。また、パソコンも持込み・持出しはできないようになっておりますし、ネットワークにつながらないと起動できないようになっておりますので、外に持って行って使うことはできないようになっております。

(___委員) 一定時間以上はログインできないといった時間制限は設けているのでしょうか。

(情報政策課) 使い続けている分には使い続けられますが、一旦離席した場合にはロックアウトできるようになっておりますし、ログインの際には生体認証を使っており、各職員の静脈を登録しておりますので、静脈をかざさないと使えないようになっています。

(___委員) そのような指導は職員に徹底されているのですか。

(情報政策課) 年に1回実施するセキュリティ研修、また新規に担当になった職員に対する研修の話はしましたが、その研修を受けていない職員は静脈を登録しない、又は研修を受けない職員はパスワードを切るといったことを徹底しています。

(___委員) 今の関連で、たぶん私の大学の学生だと、トイレに立った段階でログインしたままにしていくことがあります。少しの間でも席を立つときにきちんとロックアウトしているのかは気になるところです。

(情報政策課) その点は研修で徹底するしかないと思っております。もちろん時間の制限はありますが、担当の職員以外が触れないように、離席する際はログオフするよう研修で教育しております。

(___委員) 新たに担当になった人は研修を受けないとIDがもらえないと思いますが、担当から外れた人の削除はどのようにされていますか。

(情報政策課) 削除の際は、まずは人事異動の内示がありますので、それに基づいて直ちに切るようにしています。また、必ず年に1度研修を受けることになっていきますので、それに参加しなければ切ってしまう。

(議長) ひととおり全委員から発言がありました。確認ですが、いただいた報告について基本的には適合しているということでしょうか。検討課題となっておりますが、不適合ということではなく、より安全性や精度を高めるには御指摘いただいた点を検討する必要があるということでしょうか。

(JMC) そうですね。趣旨は御理解のとおりですが、PIA、この評価書そのものを個人情報保護委員会で公表するというこの後の段取りがあります。実施していないという御報告もいけないということではないので、受け付けてはいただけますが、いけないという状態で残すのもいかなものかと思っておりますので、御意見ということで、ここは確実に実施する計画を立ててくださいという趣旨で御提案しました。それに対して、今御説明があったように、それぞれの課題に来年度中に確実に対応するということまで受けて、それであれば皆さん安心していただけ

るのではないかという結論です。

(議長) 今日、委員の先生方からの質問に答えた水戸市の対応から踏まえれば、適合と考えてもよろしいでしょうか。

(JMC) その点を実施すれば適合というレベルに達するかと思います。消去の件や未来の話もしていましたが、確実に見えている課題ですので、着手していただきたいという御提案という趣旨のものがほとんどです。

(議長) 他に先生方から御意見御質問等ありますでしょうか。他に御意見御質問等なければ質疑応答を終了します。情報政策課，市民税課，収税課，市民課，株式会社JMCリスクソリューションズの職員の方々は、御退出願います。

(情報政策課等 退室)

(議長) それでは、審議を行いたいと思います。審議の方法ですが、今回の評価書について、今回は適合である、この部分は適合していないなどそのような方法でよろしいですか。

(総務法制課) 審議の方法は審議会で決定していただければと思います。ただ時間の兼ね合いもあり、JMCリスクソリューションズの評価書の1項目1項目を見ていただくのは難しいかと思いますので、大枠として、点検結果を踏まえて、市が行った特定個人情報保護評価を審議いただければと思います。

(議長) 今までの担当課からの説明を踏まえて、適合しているかどうかを審議いただければよいでしょうか。評価が正しくできているかどうかということです。では、御意見があればどうぞ。

(___委員) 提案があったことに対して、要検討までしかないということでしょうか。それよりも悪いものはないでしょうか。

(議長) ないようです。

今のお話では、修正があるほどではないが、更に対応していただければより良いものとなるといった形です。

(___委員) 今回の審議会は、30万人を超えて今回の評価書を作成するに当たっての場だと思います。今回JMCリスクソリューションズから提案があった件で、監査や自己点検もそうですが、やはり気になるのは個人番号の消去、2020年から始まるということであれば、今年2019年ですから、今回30万人を超えて審議会

が開催されましたが、要検討であるところをこれから個人情報保護委員会で検討して、消去が始まる2020年には実施しなければならないわけですから、2019年度中には詰めなくてはならず、そのことについて更なる審議会を開催する必要があるかどうかを含めて、それが案となれば適合に進んでいくと思いますし、それがないと要検討のままとなります。

(議長) 今後の水戸市の対応も踏まえて適合かどうかを決め、ただ意見書としてはそこまで含めなくてよいかと思いますが、審議会として、今後水戸市が監査を実施した場合の委員会としてのアクセスを御報告いただかないと、この審議会の設置の意味が半減される可能性がなきにしもあらずですので、時宜に応じて、評価書についての意見も踏まえて、今後も委員会が稼働して水戸市の対応を見守るということであれば、今回の評価書は全部適合でよいのではないかという答申でもよろしいでしょうか。そのあたりの御意見ございますでしょうか。議事録に残すということで、評価書に対する答申を出さなければなりません。

(___委員) 今現在としては適合しているということでしょうか。適合していないとは言えないと思います。

(議長) 適合しているということですが、精度を高め、今後も委員会として運営が適正になされるようにしていき、市もそれに応じた対応をお願いしたいということで、結果を見ながら適合かどうか判断するのが妥当だと思います。JMCリスクソリューションズの意見でも、不適合はないということでしたので、とりあえず今は大丈夫というところです。

(___委員) 今回は適合と答申しますが、引き続き水戸市の対応を審議会としてチェック、確認していく形でしょうか。評価書も100パーセントではなく、いくつか要検討となっている部分が事実としてありますので、審議会としては水戸市の対応を確認していくというところでしょうか。

(総務法制課) そうしますと、例えばですが、評価書そのものとしては適合しているという前提にした上で、御指摘のありました外部監査、自己点検又は再委託等について必要な検討をこれからも行って、適宜審議会にも報告して、より適切な方法を実施までに検討するという答申の形ではいかがでしょうか。

(___委員) そうですね。

(___委員) それに加えて、見える化の時代なので、___先生がおっしゃった市民への周知です。パブリックコメントといっても、市民はなかなか無関心ということが多いので、本当に重要な特定個人情報であるにも関わらず、何も分からない状

態ではなく、見える化ということで市が実施する方法はあると思うので、しっかり実施していただければと思います。

(___委員) おそらく、この審議会の会議録の公開という形で、市民の皆様にも御理解いただくことになるのではないですか。

(総務法制課) こちらの審議会につきましても、議事録は公開させていただきます。

(___委員) 会議録はホームページでの公開ですか。

(総務法制課) 基本的にはホームページでの公表を考えております。

(___委員) そうすると、アクセスしないと誰も分からないということですか。パブリックコメントを出したとしても、特定の機関の人に意見を求めるなどのアクションを起こしたのか不思議で、意見が全くないというのは、パブリックコメントをして、誰もアクセスせずに終わったら、パブリックコメントの意味がないと個人的には思います。

(総務法制課) パブリックコメントの進め方としましては、必ず広報に載せて、いつからいつまでこの内容で実施しますということを、紙媒体でも市民の皆様へ情報提供させていただいて実施するようにしていますが、なかなか御意見がいただけないという部分が現実的にありまして、難しい部分です。

(___委員) 実際にこの評価書を見たところでパブリックコメントは出せないと思います。それを市民に分かってもらうには、何かもっと工夫が必要です。それが何かは言えないですが。

(総務法制課) それも意見として、答申の中に、市民への説明責任を果たす方法を検討するようにという意見を併せて入れさせていただくという形でよろしいですか。

(議長) では答申案を修正します。
ここで少し休憩します。

(休憩 答申案の書面作成後、各委員に配布)

(議長) 答申案が出来上がりました。こちらが答申案ですが、御意見いただいて審議したいと思います。

(___委員) 例えば意見の部分ですが、いつまでという期限を付けるのは難しいです

か。

(議長) この報告の部分ですが、例えば各委員の先生に説明に行く方法なのか、改めて報告の審議会を設けるのか、どちらでお考えでしょうか。ただいま委員からの意見で、期限を切るのがよいのではという質問がありましたが、答申の上の部分はこれでよいと思うのですが。

(___委員) 職員研修の充実があります。意見として。

(議長) そうですね。職員研修の充実です。

(総務法制課) 会長から質問がありました件につきましては、委員の皆様から意見が出るかと思いますので、審議会を改めて開いて報告させていただいて、確認いただく形を取りたいのですがいかがでしょうか。

(議長) 審議会を招集するのは誰ですか。

(総務法制課) 招集は会長にさせていただくことになっています。

(___委員) 担当課にいつ頃にできるかということのを伺って、方針が決まってからということではどうでしょうか。こちらからいつまでにとは言えないと思います。

(議長) 将来の問題と現在の問題が混在しています。

(___委員) ただ外部監査については、2019年度予算を僅かながら取っているということですので、実施されるのでしょうか。

(総務法制課) はい。おそらく平成31年度中に実施するものと思います。その中身については、報告させていただいた上で実施ということになるかと思います。

(議長) では、報告があるときに審議会を開催して、審議会の責任で報告を受け、そしてその報告について検討するという形でよろしいですか。

(___委員) やはり気になるのは消去の問題で、2020年度に、システム的にはよく1年前倒しして実施するはずですが。このような方針で個人番号を消去していくというマニュアルを策定するためには、審議会で見解を求めるということですね。そう遠くないですから、そのあたりの手続を水戸市でどのように進めて、どのあたりで審議会に報告して、最終的に確定してマニュアルを作成して、個人番号消去の運用を開始するというスケジュールを立てていただいて、会長からそのタイム

ングで招集をかけていただくということでしょうか。

(総務法制課) そうしますと、担当課の状況にもよりますが、消去については国とどのような消去が望ましいかという相談や情報提供があると思いますので、そのあたりを踏まえますと、場合によっては1回ではなく何回かに分けさせていただいてもよいでしょうか。

(議長) なるべく速やかに、適宜報告されたいということではいかがでしょうか。それから、職員研修の充実についても入れましょう。

(総務法制課) 意見としては、次の内容について検討し、その結果を本審議会に適宜報告されたい。(3)としまして職員研修の充実を追加するという形でよろしいでしょうか。

(___委員) それから、これは文書の内容というより表現についてですが、本文3行目の、「本審議会は」という文ですが、この文が締めるのは「判断する」です。それで、「諮問庁が行った」に係るのはどこですか。「行った」は「評価書」に係るのですか。「諮問庁が作成した」などに修正してください。

(総務法制課) 「諮問庁が作成した住民基本台帳に関する事務及び個人住民税に関する事務に係る特定個人情報保護評価書」と修正いたします。

(___委員) そうすると評価書自体が適切なものだという表現ですか、評価書が適切に運用されていたということでしょうか。

(___委員) 本審議会はこれが適切だと判断する、です。

(___委員) 評価書が適切に運用されていたということではなくてでしょうか。

(議長) 評価書は適切だということだと思います。

(総務法制課) 市が行った特定個人情報保護評価をまとめたものが保護評価書になりますので、中身としては評価書が適切なものかどうかということになります。

(議長) 中身が適切に実施されたかということまでではありません。この評価書が適切に評価されているか審議するということです。ですからあくまで、評価書は適切に作成されているという答申なのだと思います。

(___委員) すみません、これに報告の期限はあるのでしょうか。余計な心配かもし

れないですが、1番の情報の消去に関しては国の方針もありますので、結構時間がかかるのではないかと思うので、期限を設けたときに報告できなかった場合にまずいのではないかと思います。

(議長)そこは適宜ということにいたしましょう。

(総務法制課) ____委員からも御指摘がありましたとおり、実施をすることはある程度予想されることですので、それに合わせる形で御説明させていただく、という形で進めさせていただければと思います。

(議長)とりあえず今までの部分でよいか悪いかというのが評価書だと思います。ですから消去の部分はその次で、ただ審議会としては評価書の評価だけではなく、適切に運営されているかを見なければならぬので、この意見は必要なかと思えます。おそらくそのような意味で開いているのではないのでしょうか。これまでの評価が適正かどうか審議し、JMCの意見を踏まえ、今後の課題は残すとして評価書の形はこれでよいかを審議します。今後、適宜この審議会にチェックを入れ、市民の方々に安心していただくというのもとても大切なので、内部と外部の監査と並行して、我々審議会がきちんと機能していることを示さないとならないということです。

この答申案でよろしければ、情報政策課の方に入室していただきます。

(情報政策課 入室)

(議長)では読み上げてよろしいでしょうか。

(議長答申)

(議長)以上となります。皆様のおかげで非常に迅速な審議ができました。ありがとうございました。

以上をもちまして、平成30年度第1回水戸市個人情報保護運営審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上